



# 長野県報

1月5日(木)  
令和5年  
(2023年)  
第369号

## 目次

### 規則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（建設政策課）…………… 1

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 2

地方自治法施行令に基づく収納事務の委託（建設政策課）…………… 2

長野県烏川溪谷緑地の指定管理者の指定（都市・まちづくり課）…………… 3

### 公告

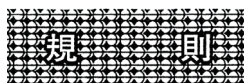
随意契約の相手方の決定（DX推進課デジタルインフラ整備室）…………… 3

土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市・まちづくり課）…………… 4

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案作成のための公聴会の開催（4件）（都市・まちづくり課）… 4

令和3年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）…………… 9

総合評価一般競争入札（医療政策課）…………… 16



## 規則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第1号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第2条ただし書に規定する知事が定める使用料等は、次に掲げる手数料とする。

(1) 別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）別表の2に掲げる手数料に限る。）

(2) 別表の2の(2)に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に掲げる手数料に限る。）

(3) 別表の2の(3)に掲げる手数料

3 条例第2条ただし書に規定する知事が適当と認める場合は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 前項第1号及び同項第3号に掲げる手数料 当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合

(2) 前項第2号に掲げる手数料 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等により得られた納付情報により納付する方法による場合

別表の2の(2)中「(平成12年長野県条例第2号)」を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月10日から施行する。

建設政策課